プレスリリース



令 和 元 年 1 1 月 5 日 農業振興課 主幹 遠藤保雄 電話:024-521-7337 (内線 3160)

避難農業者経営再開支援事業の募集について

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難を余儀なくされ、避難先や移住先で農業経営を再開する農業者の方を支援する「避難農業者経営再開支援事業」を実施しています。

このたび、令和元年度の第4回目の募集を開始しますので、お知らせします。

記

1 対象者

原子力災害発生時に原子力被災12市町村に居住し、営農していた方。 ※12市町村:田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、 大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

2 事業の内容

原子力被災12市町村外(県外を含む。)の移住先や避難先で、農業経営の再開または規模拡大を行う場合、農業用機械、施設、家畜等の導入に必要となる経費を助成します。詳しくは別紙チラシをご確認ください。

※ただし、規模拡大の場合は、直近の事業年度の農産物の販売金額が、震災前の 販売金額と比べ50%以下であることが要件となります。

3 募集期間

令和元年11月8日(金)から12月6日(金)まで

4 申請先

避難元の市町村

5 過去の支援例

- ・大熊町からいわき市に避難し、オリーブやキウイ栽培を行っている方
- ・飯舘村から二本松市に避難し、トルコギキョウや水稲栽培を行っている方 等 その他県外に避難された農業者の支援も行い、平成 29 年の事業開始からこれまでに 14 名の方への支援を行っています。

6 問い合わせ先

福島県 農林水産部 農業振興課 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 (西庁舎5階) 電話 024-521-7344



避難先や移住先で

農業経営を再開するために必要な経費を補助します。

避難農業者経営再開支援事業をご利用ください。

申請期間

令和元年度 第4回: **11月8日(金)~12月6日(金)**

中詴期间

(1)補助率^{※1}:補助対象経費の**1/3以内**

帰還困難区域の方※2は、補助対象経費の3/4以内

支援内容

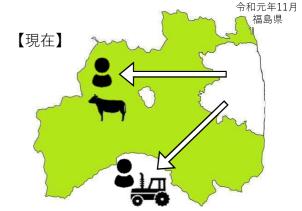
- (2)補助対象経費の上限:**1,000万円**
- ※1 果樹及び家畜の補助金の上限額は別に定めがあります。
- ※2 帰還困難区域等の農地台帳に登録されているか、住民票を有している方で、 将来的に原子力被災12市町村で営農再開する意思があることが確認される方。

【原子力災害発生時】

対象 者

原子力災害の発生時に 原子力被災12市町村※1に居住し、 農業経営をしていた方※2

※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、 川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村 ※2 新規就農者は対象外



原子力被災12市町村外の避難先、移住先で 農業経営を①再開または②規模拡大する方

②は直近の事業年度の農産物の販売金額が、 震災前の販売金額と比べ50%以下の方



(1)農産物の生産、流通、 販売に必要な機械等の導入

使える汎用性の高い機械は対象外。



(2)農産物生産に必要な 施設の整備に要する経費 パイプハウス、果樹棚 家畜飼養管理施設

家畜排泄物処理施設



(3)果樹の新植・改植、 花き等の種苗や肥料、 農薬等の諸材料の導入に要する経費 農業経営を再開する初年度に必要な分のみ。



に要する経費 フォークリフト等、農業用以外に



(4)家畜の導入に要する経費 肉専用繁殖牛/搾乳用雌牛/豚



(5)農地又は採草牧草地の賃借 に要する経費

·**介 ご注意**ください**介** ⁻

- ●経費の根拠が不明なもの
- ●農業用機械等のリース料
- ●既に導入した農業用機械等の経費 は補助対象になりません。

【申請先】 避難元市町村

【申請書類】福島県ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ

福島県 避難農業者

検索

原子力災害発生時 の居住地

川俣町

田村市

南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、 大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

担当農林事務所

福島県県北農林事務所 Tel 024-521-2604

福島県県中農林事務所 Tel 024-935-1308

福島県相双農林事務所 Tel 0244-26-1337

★詳細はこちら

